

1. 訪問型サービス（独自）サービスコード表

【国基準訪問サービス（国基準相当訪問型サービス）】

基本部分

注
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者、要支援1・2 週1回程度の国基準相当訪問型サービスが必要とされた者 （1月につき 1,168単位）
ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者、要支援1・2 週2回程度の国基準相当訪問型サービスが必要とされた者 （1月につき 2,335単位）
ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	要支援2 週3回程度の国基準相当訪問型サービスが必要とされた者 （1月につき 3,704単位）

×90/100

ニ 初回加算	（1月につき +200単位）
--------	----------------

ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき +100単位）
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき +200単位）

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき + 所定単位×137/1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき + 所定単位×100/1000）
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき + 所定単位×55/1000）
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき + (3) の90/100）
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき + (3) の80/100）

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

介護職員処遇改善加算は、支給限度基準額の対象外の算定項目